

平成 30 年度 運輸安全マネジメントに関する取組み

那覇バス株式会社においては、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1)安全方針

社長始め経営トップから全従業員に至るまで、運輸安全マネジメントの推進にあたり、安全管理規程、及び関係法令を順守し安全重点施策を設定して輸送業務に関する安全性の維持向上に、最大限の努力し、PDCA(Plan Do Check Act)を確実に実施して、旅客自動車運送事業の使命である、お客様への『安心安全・確実・快適』なサービスの提供による輸送を確保する。

(2)平成 30 年度の安全重点施策

- ・乗務員の健康、飲酒、過労等に起因する事故予防の指導教育の徹底
- ・ドライブレコーダー活用による指導教育の徹底
- ・運転乗務中のスマートフォン、携帯電話の使用禁止の徹底
- ・車内事故撲滅の為、緩やかな発進停車、こまめな車内アナウンスの指導教育の徹底
- ・構内事故、観光施設内事故撲滅の指導教育の徹底

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

平成 29 年度については、有責事故削減目標の達成に至りませんでした。

平成 30 年度は前年度比 40%削減を目標に致します。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成 29 年度 ・目標 0 件 ・結果 0 件。

平成 30 年度は 0 件を目標に致します。

4. 安全管理規程

◇別添のとおり

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

平成 29 年度に講じた措置

- ・各営業所で毎月事故防止目標を設定し目標達成に務める。
- ・交通事故情報を共有化して活用する。
- ・健康診断(55 歳以上の社員は年 2 回実施)結果・適性診断結果に基づく指導を実施する。
- ・ドライブレコーダーで事故・苦情等発生時の映像を検証し社員教育に活用する。
- ・ヒヤリハット情報を収集・活用する。
- ・添乗指導・主要バス停留所での街頭指導を実施する。
- ・無事故無違反運転者の個人表彰(5年目・7年目、10年目、以降は5年刻みの無事故無違反者)。
- ・外部講師の管理者講習会を開催して、営業所管理者、運行管理者の資質向上を図る。
- ・モニター会議を通して、お客様の意見を交通事故防止、接客マナー向上の指導教育に活用する。
- ・運転者に対して行う一般的な指導監督 11 項目を1年間通して計画的かつ網羅的に、指導教育を実施する。
- ・春・夏・秋・年末年始の交通安全運動への積極的参加。

- ・事故多発者・飲酒検知者の再教育の実施。
- ・交通事故防止対策安全委員会を開催して事故防止に努める。
- ・各種会議、教育・研修に際しては、安全マネジメントの浸透に努める。
- ・上記措置の実施に当たっては、全社的な安全意識の高揚を図るため、乗務員が組織する班長会との意思疎通、連携、協力を配慮する。
- ・運転乗務中のスマートフォン、携帯電話の使用禁止の徹底

平成 30 年度に講じようとする措置。上記に加え次の2項目を講じます。

- ・ISO39001 認証に向けた取り組みの徹底
- ・車内事故撲滅の為、緩やかな発進停車、こまめな車内アナウンスの指導教育の徹底

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織図

社内組織図及び緊急時(重大事故・災害時等)における連絡指示命令組織図は、別添のとおり。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修

	項目	実施内容	備考
1	運転者、年次別教育研修	入社後、半年～3年目の運転者の安全意識・運転技量・マナー向上を図る、添乗指導教育の実施	
2	事故惹起者再教育訓練	有責事故惹起者に再教育訓練を実施して、再発防止に取り組む	
3	運転者教育(適性診断)	・ナスバネットにより社内で適性診断(3年に1回)を実施、診断結果に基づき管理者から指導助言 ・ドライブレコーダー(全車両)やデジタルタコメーター(観光バス)を活用した指導教育	
4	法令講習会	・各警察署と連携して各営業所で開催し、事故防止、飲酒運転根絶の意識高揚の促進を図る ・健康管理についての指導教育	
5	職場懇談会、	・各営業所で開催し、従業員と意見交換を図り、事故防止、飲酒運転根絶、接客マナー向上等の意識高揚の促進を図る ・健康管理についての指導教育	
6	運転者・無事故無違反表彰	5年間・7年間・10年間・以降5年間刻みの、無事故無違反者の運転者を個人表彰して奨励し、安全意識及び士気の高揚を図っています	
7	管理者研修	運行管理者基礎及び一般講習、整備管理者研修等に加え、外部講師を招き講習会研修会を開催し、営業所管理者、運行管理者の資質向上を図る	

8. 内部監査の結果並びにそれに基づく講じた措置及び講じようとする措置

内部監査は毎年1回実施しています。平成 30 年 3 月に実施し一部不備がある営業所には、改善を指示しました。

9. 安全統括管理者 …… 取締役副社長

10. 行政処分の公表

平成29年11月9日、輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告、道路運送法第27条第3項違反

平成 30 年 4 月 11 日

那覇バス株式会社